

三鷹市基本構想

(平成13年9月市議会議決)

「人間のあすへのまち」を求めて ～平和、人権、自治を基調として～

三鷹市基本構想は、新たな世紀における、三鷹の更なる飛躍と発展のための指針として策定されるものです。私たちは、長年にわたってこのまちをはぐくんできた全ての人びとの情熱と努力をいしずえとして、新しい三鷹の創造をめざします。

私たちは、日本国憲法に基づき、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした自治の推進を基調として、「人間のあす

へのまち」の実現をめざします。これは、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であり、私たちが新たな世紀に掲げる基本的な目標です。私たちは、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担いながら、協働で三鷹のまちをはぐくみつづけます。

第1 目的

この三鷹市基本構想（以下「構想」とします。）は、新たな世紀における三鷹市の基本目標とその

実現のための総合的かつ計画的な施策の方向を定めることを目的とします。

第2 目標年次

構想の目標年次は、おおむね2015年（平成27年）とします。

第3 計画人口

計画人口は、計画期間内の最大人口予測値を基礎として、おおむね175,000人とします。

第4 基本理念

構想の基本理念を、平和の希求、人権の尊重、自治の実現とします。私たちはこの基本理念を基調とし、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環

型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりを推進します。

第5 基本目標

構想の基本目標を「人間のあすへのまち」とします。この基本目標は、「高環境・高福祉のまち

づくり」によって実現されます。

1 高環境：緑と水の公園都市の創造

安全性や利便性、快適性などの視点から、都市全体をうるおいをもった緑と水の公園都市として

創造することによって、高環境のまちをめざします。

2 高福祉：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を

形成することによって、高福祉のまちをめざします。

第6章 自治体経営の基本的な考え方

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた「21世紀型自治体」を実現します。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟

かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップマネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

1 行政の役割転換

市民満足度の向上の観点から、総合的な行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用などにより、行政運営に競争原理を導入します。安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるととも

に、市は主体性と責任をもちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換していきます。

2 協働のまちづくりの推進

計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも地域の人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用します。市民満足度を的確に把握し、市民の声を市政

に反映する総合的な公聴・相談システムを構築するとともに、市民、NPO、事業者等との協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応します。

3 成果重視の行政経営システムの確立

成果重視の行政経営システムを確立するため、達成目標の明確化、組織体制の整備、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。都市税財政の自立性の強化、受益と負担の適正化、

財源の拡充など健全な財政運営の維持に努めます。先導的モデル事業や実証実験型事業の実施、公共施設等の改修時における新しい機能の付加などによって戦略的な事業展開を図ります。

4 柔軟で機動的な推進体制の整備

柔軟で機動的な推進体制を整備するため、横割り組織と情報システムの積極的な活用、人材の育成、危機管理体制の確立を図ります。また、国、都、

他の公共機関、事業者等との連携に努めるとともに、課題に応じた広域的な都市間ネットワークを形成します。

5 透明で公正な行政の確立

行政の説明責任に基づき、市民にとってわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開を推進します。電子媒体を使った申請や届出など情報システムを活用した「電子自

治体」の構築を図ります。男女平等、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政がみずから率先し、先導役として社会全体への波及に努めます。

第7章 都市空間整備の基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、都市構造やコミュニティ住区を基礎とし、地域の特性を考慮した個性的で魅力的な都市空間の整備を図ります。また、都市計画道路等の整備による格子状の都市構造の形成にあわせて、防災やまちづくりの基礎単位と

なるブロックを設定します。さらに、人口が適正な規模となるよう努めるとともに、災害に強い都市の形成を基本に、良好な環境と都市の利便性が調和し、景観に配慮した高品質の都市空間を創造します。

1 都市構造を基礎とした整備

(1) 都市の骨格

都市空間の骨格の形成を図るため、広域的な視点もふまえた都市軸や歩行者を中心とした緑と水の軸線を設定します。

(2) 都市の拠点

都市空間の重点的・先行的な整備や誘導を図るため、地域の特性に応じて活性化、文化・スポー

ツ、緑と水などの拠点を設定します。

(3) 都市のゾーニング

住宅地、商業地、工場、農地など、土地利用の特性に基づいた機能分担と連携を図るため、住環境、自然環境、活動環境の視点によるゾーニングを行います。

■ 2 コミュニティ住区を基礎とした整備

コミュニティ住区を基礎とした協働のまちづくりにより、コミュニティ意識の醸成を図りながら、

個性ある魅力的な都市空間を創造します。

第8 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策

基本目標である「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策

によって推進されます。

■ 1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

(1) 基本的視点

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障がいの有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し、世界に開かれた平和・人権のまちをつくります。

(2) 施策の方向

①国際化の推進

人権を尊重し、多様な文化を理解し合う地球市民意識の醸成を図りながら、地域での市民主体による広範な国際交流活動を推進するとともに、海外の自治体や団体との連携に努め、外国籍市民等にも暮らしやすく、世界に

開かれたまちづくりを進めます。

②平和・人権施策の推進

憲法の平和主義と人権の尊重の精神に基づく平和施策の推進を図るとともに、地球市民としての自覚をはぐくみ、人権意識の定着化を図ります。

③男女平等社会の実現

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に活動できるよう、男女の固定的な役割分担を見直すとともに、積極的に格差是正に取り組むことにより、男女平等社会の実現を図ります。

■ 2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

(1) 基本的視点

市民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、都市基盤および情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報・活力のまちをつくります。

(2) 施策の方向

①情報環境の整備

都市の活性化を促進するため、情報通信技術の革新に対応した基盤整備を行うとともに、市民、NPO、事業者等と協働して情報ネットワークの形成を進めます。また、個人情報保護や情報格差の是正等に努め、安全で利用しやすい情報環境の実現を図ります。

②都市型農業の育成

様々な機能を持つ農地を都市の貴重な資源として計画的に保全し、都市型農業を育成するとともに、地域との積極的な交流促進を図ります。

③都市型産業の育成

地域社会と共生し、住環境と調和した都市型工業への転換を支援するとともに、研究開発型企業や情報通信技術を活用したSOHOなどの育成・誘致を図り、都市型産業の発展に努めます。

④商業環境の整備

三鷹駅前中心市街地の活性化を図るとともに、幹線道路沿道の周辺環境との調和ある発展や地域商店街の整備に努め、地域の特性に合った魅力ある買物空間の創出に努めます。

また、市内および近隣の集客力の高い文化・スポーツ施設と連携した商業振興を図ります。

⑤消費生活の向上

市民の多様化・複雑化する消費生活に対応した適切な情報提供や相談業務の拡充、学習啓発活動の充実を図り、消費者の自立支援と保護に努めます。

また、勤労者の福利厚生充実を図り、雇用問題を含め、安心して働ける条件を整えます。

⑥再開発の推進

三鷹駅前地区や工場跡地などの都市空間の再開発を進め、地域特性を活かした魅力と活力のあるまちづくりに向けた都市機能の修復・強化を図ります。再開発にあたっては、景観や環境に配慮するとともに、防災機能の向上に努めます。

■ 3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

(1) 基本的視点

災害に強い都市基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市の

利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適空間のまちをつくります。

(2) 施策の方向

①安全で快適な道路の整備

誰もが安心して生活できるようバリアフリー化を積極的に推進し、安全で快適な道路空間を形成するとともに、周辺環境に配慮しながら幹線道路や生活道路等の重点的な整備を進めます。

②緑と水の快適空間の創造

まち全体が緑豊かでうるおいのある快適な空間となるよう緑と水の保全、回復、創出およびネットワーク化を推進するとともに、地域の特性を活かした都市景観を形成します。

③住環境の改善

市民一人ひとりの安全で快適な住環境への配慮と相互理解のもと、協働による重点的なまちづくりを推進するとともに、建築指導の強化を図ります。また、日常的な防犯対策の

充実に努めます。

④災害に強いまちづくりの推進

市民の生命と財産を守るため、幹線道路の整備や災害危険度が高い地域の改善など都市の防災化を推進するとともに、自主防災組織の支援の充実、危機管理体制の強化、防災設備の拡充や災害時における弱者対策など災害に強いまちづくりを推進します。

⑤都市交通環境の整備

人と環境に配慮した総合的な交通対策を確立し、バス交通網の整備や自転車交通施策の充実・強化を図るとともに、新しい交通システムの導入に取り組みます。また、地域内通過交通の抑制や交通安全施設の設置など日常的な対策を拡充します。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる**(1) 基本的視点**

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

(2) 施策の方向**①環境保全の推進**

地域の発展が自然環境や生活環境と調和した都市となるよう、環境に関する意識の向上に努めるとともに、公害の防止、自然環境の保全・回復、エネルギーの有効活用など環境保全の推進を図ります。

②資源循環型ごみ処理の推進

行政、市民、NPO、事業者等がそれぞれの役割に基づいて連携・協力し、ごみの発生の抑制、循環資源の再使用・再利用に努め、最終処分場への負荷を最小限にとどめるよう努力します。

③水循環の促進

都市基幹施設である上・下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、節水対策の積極的な推進、合流式下水道の改善、雨水浸透施設による地下水の涵養や雨水利用など水資源の有効活用を努め、水循環の促進を図ります。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる**(1) 基本的視点**

全ての市民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービス提供システムを市民、NPO、事業者等と行政の協働によって確立します。バリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、コミュニティ住区等に基礎を置いた健康・福祉のまちをつくります。

(2) 施策の方向**①地域福祉の推進**

高齢者や障がい者が地域に生きる一員として尊重され、自立的に生活できる地域社会をつくるため、保健、医療、福祉の連携を基礎とした福祉を支える環境づくりを推進し、市民、NPO、事業者等と行政の協働によるサービス提供体制の拡充を図ります。

②高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、地域の中で自立して生活できる環境づくりを介護保険制度などの運営を基礎として推進します。また、事

業者やNPOなどによる高齢者へのサービス提供が、利用者の視点に立ったものとなるよう、システムの確立に努めます。

③障がい者福祉の充実

障がい者が人権を尊重され、個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活をおくるための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障がい者福祉の充実に努めます。

④生活支援の充実

生活保護世帯に対する的確な保護の実施と自立に向けた相談、助言および援助の充実に努めます。国民年金の相談体制、国民健康保険事業の充実を図るとともに、制度の改善を国に要請します。

⑤健康づくりの推進

健康な地域づくりを推進するため、疾病の予防・早期発見施策を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康・福祉サービスの提供に努めます。

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

(1) 基本的視点

全ての子どもが人権を尊重され、家庭、学校や保育園等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健やかな心と体をはぐくむ豊かな学びの場となるよう施策を充実し、社会性と創造力を備え、個性にあふれた子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくりま

(2) 施策の方向

①子どもの人権の尊重

全ての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障がいの有無にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもが地域社会の中で自主性や創造性とともに社会性を養えるよう、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

②子育て支援の充実

誰もが安心して子育てができるよう、在宅の子育て支援、保育園・学童保育所・児童館

などの子育て支援事業の充実、ひとり親家庭の支援、保育園・幼稚園・学校の連携などにより子育て支援の充実に努めます。

③魅力ある教育の推進

子ども一人ひとりがいきいきと育つ学校教育の実現をめざして基礎的・基本的な内容を重視した指導を行います。さらに総合的な学習を基礎とした国際化や情報化、地域への参加や自然との共生など、子どもの個性に対応できる、新しい教育課題への取り組みを進めます。また、地域と密接な連携を図り、多様なニーズに対応できる三鷹らしい教育をめざします。

④安全で開かれた学校環境の整備

学校を児童・生徒にとって優れた教育の場にするとともに、子どものための遊び場として、また、幼児から高齢者まで、ひろく市民に開かれた場として地域の財産となるよう、学校の公園的な整備と複合的な活用を進めます。

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

(1) 基本的視点

幼児から高齢者まで、市民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・文化のまちをつくりま

(2) 施策の方向

①生涯学習の推進

市民一人ひとりが、みずからを高める機会を生涯にわたって確保できるよう、小・中学校等の積極的な活用を図り、市民参加型の生涯学習を推進します。様々な学びの場としての「市民大学」に関する施策を拡充し、総合的な生涯学習施設の整備を図ります。

また、図書館活動の充実を図るとともに、関連施設との相互協力とサービスのネット

ワーク化を進めます。

②市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、いきいきとした市民生活を実現するため、幼児から高齢者まで、誰でも参加できる地域単位の総合的なスポーツ活動の振興を関係団体と協力しながら推進するとともに、スポーツ施設の建設・整備を進めます。

③芸術・文化のまちづくりの推進

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、全国に発信できる文化施設の整備や既存の文化施設の活用・充実に努めます。地域の歴史や文化にかかわる資源の保存、展示、ネットワーク化により、芸術・文化の資源を活かした魅力あるまちの創造を図ります。

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

(1) 基本的視点

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、市民の自立した活動を支援する施策の拡充を図り、市民、NPO、事業者等と行政が協働する市民自治のまちをつくりま

(2) 施策の方向

①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

地域環境の向上と市民生活の充実に向けて、市民、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割に応じて協働するコミュニティの

新たな展開を図ります。まちづくりに関する調査研究、実行、評価などを行うNPO等への支援に努めます。また、NPO等の活動の充実やネットワーク化に向けた支援のため、施設整備や制度の創設を図ります。環境や福祉の活動等と連携した地域通貨などの新たなルールや仕組みづくりへの支援に努めます。

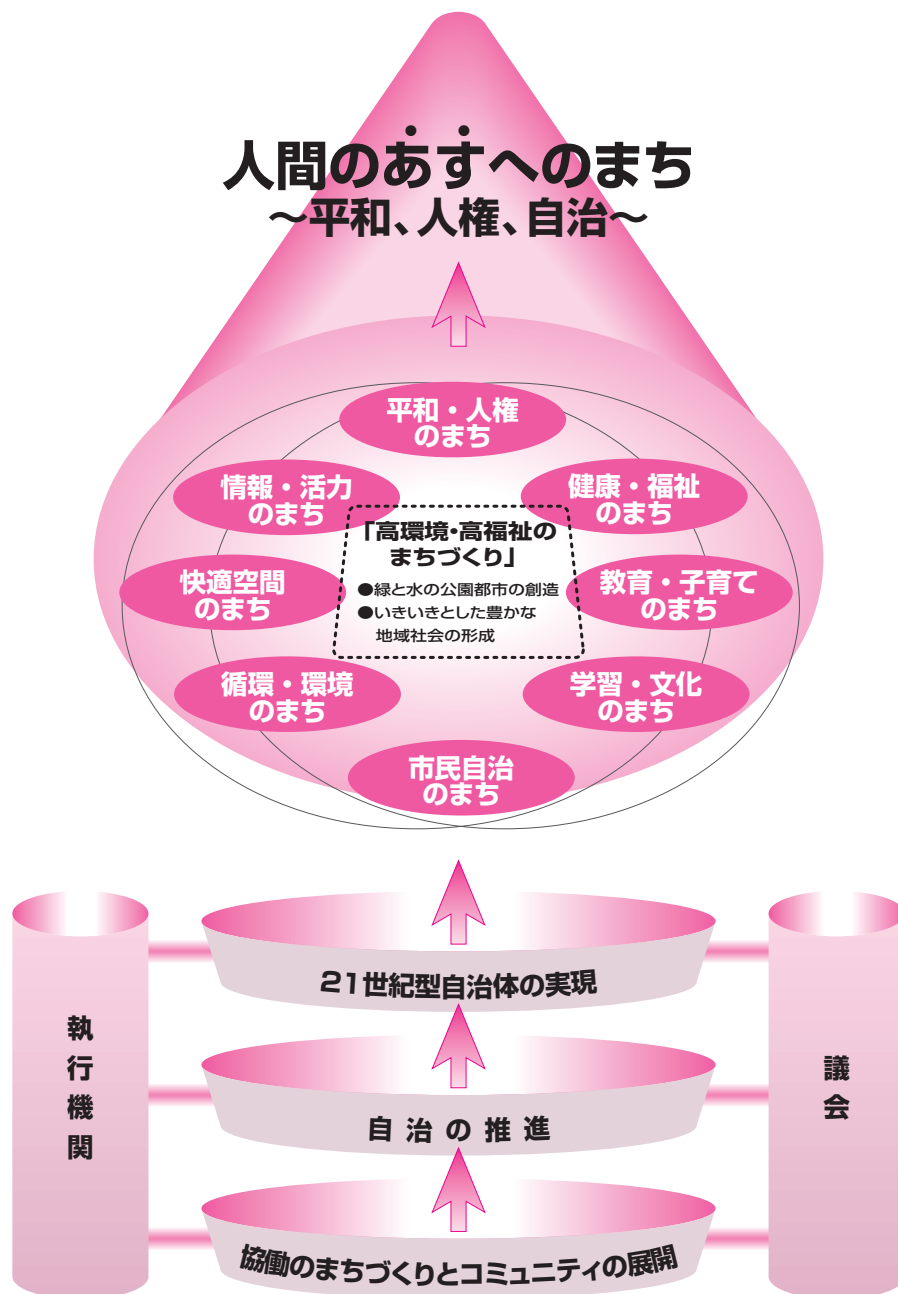
②「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

「21世紀型自治体」を実現するため、総合的な行政評価システムの確立や積極的な民間活力の活用、戦略的な事業展開による成果重

視の行政システムの構築などに取り組みます。また、行政情報のより積極的な公開や「電子自治体」に向けた基盤の整備を進め、多様で広範な市民参加による協働のまちづくりを推進します。議会との整合を図りながら協働

とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備します。地方分権の更なる推進に向け国や都に対して権限と税財源の適正な配分と拡充を求め、都市自治の確立に努めます。

新しい三鷹の創造



第3次三鷹市基本計画（第2次改定）

第3次三鷹市基本計画の第2次改定にあたって

◆ 改定に向けた基本的な考え方

第3次三鷹市基本計画は、目標年次を2010年（平成22年）とし、計画期間を4年毎の3期（前期・中期・後期）に分け、各期に見直し（ローリング）を実施することとしています。平成19年度は、こ

の見直しの年度に該当しますが、平成18年4月の「三鷹市自治基本条例」施行後、初めての計画改定であることを踏まえ、次の基本的な考え方に基づき改定を行います。

■ (1) 第2次改定の方向

基本計画の第2次改定にあたっては、下記の点を改定の基本的な方向として取り組みを行うものとします。

- ① 全面的な改定ではないため、基本的には、国等の制度改正や社会経済状況の変化への対応などを中心とした時点修正的な改定を基本とします。
- ② 厳しい財政状況や「三位一体の改革」の展開を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行い、「行財政改革アクションプラン2010」の計画的な推進を図るとともに、新たな課題等については改定計画に盛り込み、さらなる行財政改革を推進します。
- ③ 行財政改革に加え、各施策等の個別計画に関する新たな課題等にも対応するために、新規課題等については改定計画に盛り込み、積極的な取り組みを行うものとします。
- ④ 公職選挙法の改正により、先の統一地方選挙から初めて選挙期間中に首長候補者のローカルマニフェストの要旨を掲載できるビラの配布が可能となり、選挙公報とともに公表されました。そこで、選挙後に策定した第2次改定に関する市長方針に基づき、計画の改定を行うものとします。
- ⑤ 新たな課題である、市の公共施設を効率的に整備・運営し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント（注1）」の取り組みとともに、より大きな課題として、三鷹市の「都市の再生・リノベーション（注2）」に関し公共施設の整備や再配置のあり方の方向性を示すものとします。

- ⑥ 国レベルの福祉、年金、医療における制度改革や税制改正等が及ぼす問題によって、市民生活にもたらされる「痛み」や増税感の顕在化といった課題が生じています。このような制度改革の負の影響を最小限にするセーフティネットとしての施策のあり方を明示します。
- ⑦ 情報化や都市化が進む三鷹市にあって最も大切な財産は「人」であり、「人財（注3）」づくりの施策の一環として子ども・子育て支援の充実と教育改革を重視するとともに、「人財」が「協働のパートナー」となり「まちの活性化」につながるように、参加と協働の機会の拡充を図る施策のあり方を示します。

（注1）ファシリティ・マネジメント：企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

（注2）リノベーション：修復、刷新、改造などの意。既存建物や既存市街地を大規模改修し、用途や機能を刷新・高度化し、新しい価値を加えること。特にヨーロッパの都市では、社会资本のストックを活かした修復型の再開発として都市のリノベーションが進められ、人口減少と少子高齢社会に対応した魅力あるまちづくりを実現しています。

（注3）人財：市では、人材の「材」には、素材・材料というイメージがあるため、市民サービスを提供していく組織の宝・財産という意味で、「人財」を使用しています。

■ (2) 改定後の計画期間

改定計画の期間は、平成19年度から平成22年度（2010年）とします。

（注）計画見直しの調整期間である平成19年度を含むものとします。

■ (3) 第2次改定に向けた市民参加

① 第2次改定における市民参加の基本的な方向性

本改定は、平成18年4月の自治基本条例の施行後、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度等、新たな自治・分権推進体制のもとでの計画改定となります。そこで、第2次改定における市民参加としては、市民意向調査や広報特集号・ホームページによる広範な市民意見の聴取やパブリックコメントの実施とともに、住区ごとにまちづくり懇談会等を実施します。

また、新たな市民参加方式の取り組みとしては、平成18年度に「まちづくりディスカッション」として先駆的な実践を行った「無作為抽出による市民討議方式」について、わが国初の取り組みとして、基本計画改定において「市民討議方式」の導入を行います。

さらに、第3次基本計画・第2次改定は計画の最終段階であるとともに、次の第4次基本計画(仮称)につながる重要な意味合いもあることから、目標達成のための事業の推進のあり方や残された課題等に関して、市民会議・審議会等の関係団体による評価・検証が不可欠です。そこで、基本計画の各施策の所管部課において、各施策に係わる市民会議・審議会や団体の意見聴取等を行い、それを計画に反映させることとします。

つまり第3次基本計画・第2次改定における市民参加のあり方は、自治基本条例の施行により市民参加が「常態化・制度化」されたとも言える三鷹市において、市民会議・審議会等の充実した活動を始めた「多層的・多元的」な参加方式を用いるものです。

② 具体的な市民参加の取り組み

第1ステップ

「三鷹を考える論点データ集」学習会及び第2次改定に関する基本的方向(討議資料)による市民参加(4月～)

平成19年3月に発行した「三鷹を考える論点データ集」をテキストとして連続学習会を開催

し、基本計画の第2次改定に向けて市民の皆様のご意見を伺います。

また、第2次改定に関する基本的方向(討議資料)により改定の基本的な方向を提示し、論点データ集の学習会のフォローアップも兼ねて、討議資料についての「まちづくり懇談会」を開催します。さらに、討議資料を広報やホームページに掲載し、市民の皆様のご意見を募集します。

このほか、三鷹ネットワーク大学と連携して、学識者による「まちづくり」についての講演会等を開催します。

第2ステップ

骨格案による市民参加(9月～)

「三鷹を考える論点データ集」学習会や討議資料についての「まちづくり懇談会」などで寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、主要事業の内容等を示した骨格案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号によるアンケート調査、まちづくり懇談会(地域〔住区〕別懇談会)、課題別まちづくり懇談会(団体ヒアリング)、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく骨格案のパブリックコメントなどを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間をかけて「まちづくりディスカッション」を開催します。

第3ステップ

素案による市民参加(1月～)

骨格案への意見を踏まえた改定事項を含む全文が掲載された素案を提示します。市民参加の手法としては、まちづくり懇談会(地域〔住区〕別懇談会)の開催、個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく素案のパブリックコメントを実施します。

■ (4) 基本計画・第2次改定と個別計画の改定

平成20年度以降に改定を予定していた個別計画については、基本計画の計画期間が平成22年度までであることなどから、原則として、個別計画の新たな課題や取り組み内容等を第2次改定に盛り込み、個別計画の上位計画たる基本計画に掲載す

ることによって対応することとし、新規課題等についても積極的な取り組みを行うものとします。なお、個別計画の改定又は策定を行わざるを得ない場合は、個別に検討・調整を行うこととします。